

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和 6 年 3 月 8 日

新潟市長 中原 八一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 IS 地所黒埼物販店舗

所在地 新潟市西区山田字堤付 2307-373、2307-375、2307-381～383、2307-385、
2307-386

設置者 株式会社 IS 地所 代表取締役 朴 泰鉉

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ビイブリッジ	午前 9 時	午後 10 時

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ビイブリッジ	午前 9 時	翌午前 0 時

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場No. (配置図上のNo.)	来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場No.1	午前 9 時～午後 10 時

(変更後)

駐車場No. (配置図上のNo.)	来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場No.1	午前 8 時 30 分～翌午前 0 時 30 分

3 変更する年月日

令和6年3月20日

4 変更する理由

テナント入れ替えのため

5 届出年月日

令和6年2月29日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市西区役所農政商工課

7 縦覧期間

令和6年3月8日から令和6年7月8日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

新潟市経済部商業振興課

電 話 025-226-1629

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp